

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和7年6月13日から同年10月14日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和7年6月13日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 DCM下関店

所在地 下関市東大和町二丁目12番12号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町3	藤原 弘治

3 変更に係る事項の概要

（1）大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

○変更前

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町3	馬場 高一	

○変更後

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町3	藤原 弘治	令和7年4月1日 代表者変更

4 届出年月日

令和7年6月5日